

国立大学法人東京医科歯科大学障害者である非常勤職員 の就業の特例に関する規則

〔平成28年3月31日
規則第83号〕

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学職員就業規則（平成16年規程第2号）第3条の規定に基づき、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の趣旨に鑑み、障害者の自立の促進及び安定的な就労に資するため、障害者である非常勤職員（常勤を要する職員以外の職員をいう。）のうち、1日単位で労働することを条件として雇用されるもの（以下「日々雇用職員」という。）又は1週間の労働時間が35時間以内で雇用されるもの（以下「パートタイム職員」という。）であり、かつ優良な勤務実績を有する者の就業の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規則において、障害者とは身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者のうち、都道府県知事等が交付する身体障害者手帳、療育手帳（これに類するものを含む。）、精神障害者保健福祉手帳を保有する者をいう。

(この規則の適用を受ける者)

第3条 この規則の規定は、次の各号の全てに該当すると本学が認めた者に適用することができる。

- (1) この規則の規定を適用しようとする時点において、現に障害者である者
- (2) 本学の日々雇用職員又はパートタイム職員として引き続き在職期間が3年を超えて勤務し、又は3年を超えて勤務することが見込まれる者
- (3) 勤務態度が特に優良であるとして、上司の推薦があった者
- (4) 産業医により、本学における長期の就業に支障がないと判断された者
- (5) 面接等の能力試験により選考された者

2 前項の規定に該当し、この規則の規定の適用について労使双方が同意した場合に限り、この規則の規定を適用することができる。この場合において、当該職員に交付する労働条件通知書に、この規則の規定の適用を受ける者であることを明記するものとする。

(職名)

第4条 この規則の規定の適用を受ける者の職名は「業務補佐員」とし、必要に応じ職名の後に当該職員の職務内容を括弧書きで付することができるものとする。

(任期の特例)

第5条 この規則の規定の適用を受ける日々雇用職員は、国立大学法人東京医科歯科大学日々雇用職員の就業に関する規則（平成16年規則第51号。以下「日々雇用職員就業規則」という。）第4条第5項第1号及び第2号の規定にかかわらず、日々雇用職員としての在職期間が3年（免許や高度の専門的な知識、技術又は経験を必要とする職種に

については5年)となる日又は任期の定めのある本学職員としての引き続く在職期間が5年となる日を超えて労働契約の締結又は更新を行うことができる。

- 2 この規則の規定の適用を受けるパートタイム職員は、国立大学法人東京医科歯科大学パートタイム職員の就業に関する規則(平成16年規則第52号)第4条第5項第1号の規定にかかわらず、任期の定めのある本学職員としての引き続く在職期間が5年(1週間の労働時間が30時間を超えて雇用されるパートタイム職員については3年)となる日を超えて労働契約の締結又は更新を行うことができる。

(給与の特例)

- 第6条 この規則の規定の適用を受ける日々雇用職員及びパートタイム職員の給与は、原則として国立大学法人東京医科歯科大学非常勤職員の給与に関する細則(平成16年制定。以下「非常勤職員の給与細則」という。)により支給する。ただし、非常勤職員の給与細則第15条に規定する期末手当及び勤勉手当相当給与は支給しない。

(退職手当の不支給)

- 第7条 この規則の規定の適用を受ける日々雇用職員には、日々雇用職員就業規則第21条の規定による退職手当は支給しない。

(雑則)

- 第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。